

世界子供白書 特別版

子どもの権利条約 採択 20 周年記念

要約版

日本語訳：（財）日本ユニセフ協会 広報室

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、より良い世界、すなわち子どもたちの最善の利益が何よりも優先される世界を創るための、世界共通の基準となっている。今後 20 年の課題は、これまでに成し遂げた前進を基礎にして、いまだ生存、発達、保護、および参加の権利を保障されていない子どもたちにこれらの権利を提供すべく、協働して努力していくことである。

アン・M・ベネマン

ユニセフ事務局長

世界子供白書

特別版

要約	3
時代を超越した条約の妥当性	3
前進と課題	4
リスクと機会	5
行動計画	6
前途	8
生存・発達の権利に関する前進	9
生存および発達に関する課題	11
格差に関する課題	12
保護に関する課題	14
子どもの権利条約：非公式な要約	15
子どもの権利に関する国際基準の発展	21

要約

時代を超越した条約の妥当性

2009年11月20日、グローバル・コミュニティは「子どもの権利条約」の採択20周年を祝う。史上最も幅広く批准されているこの国際人権条約では、54の条項とその選択議定書において、すべての子どもたちに市民的、政治的、文化的、社会的、および経済的権利があることを明言している。これは、「差別のない処遇」、「子どもの最善の利益を考慮に入れた行動」、「生命・生存・発達の権利」、および「年齢と成長に応じた子どもの考え方の尊重」という4つの基本理念に基づくものである。これらの理念は、生存、発達、保護、および参加の権利の実現において、子どもたち自身を含む、すべての関係者の行動指針となる。

世界のすべての国により署名され、現在2カ国を除くすべての国により批准されているこの条約とその方針は、国および地方の立法府に定着し、世界中の政府が子どもたちの権利と発達を立法議案の最優先事項とする礎となっている。1990年以来、70カ国以上が条約の条項に基づいて、法律改正の取り組みの一環として子どもたちに関する法令を国内法に盛り込んでいる。

条約は、公共機関に広範かつ深遠な影響を及ぼしている。このことは、子どもたちの権利に関する言葉の使用頻度の増加や、国内および国際的な目標、政策、プログラム、および人権尊重と社会の進歩に向けたアドボカシーにおいて、子どもの権利に重きが置かれていることに反映されている。またこの条約により、国や地方の政府は、子どもに優しい予算イニシアティブ、社会的保護対策の採用、女性と子どもを対象とした開発協力では、人権を基礎としたアプローチも採用し始めている。

さらに、「子どもの権利条約」は、企業、学校、家庭、およびコミュニティにおける子どもの権利への意識向上にも寄与している。メディアへの影響は、子どもの状況に関する報道をする際、メディア側が行動規範の策定をしていること、子どもの保護の問題に関する報道が増加していること、そして、子どもたちに関係や影響のある問題について、当人たちの考え方を報道の中に含めていることなどに明確に表れている。宗教指導者たちも、子どもの権利の問題に対して積極的に取り組み、しばしばHIV/エイズを取り巻く偏見や差別といった慎重に扱うべき問題に取り組んだり、女子教育を促進したりしている。「子どもの権利条約」はまた、社会の中で力を与えられた新世代の子どもたちの台頭をも促している。

「子どもの権利条約」の真の重要性は、立法上の影響はもとより、それが奨励している子どもの権利を支援する直接的行動にまで及んでいる。また条約は、18歳未満のすべての子どもたちの処遇、ケア、発達、保護、および参加に対する最低基準を規定することにより、子どもたちに対する姿勢を転換させることに役立っている。条約の条項は、子どもたちの権利を完全に実現するためには、子どもである時期を成人期と分けた上で保護し、子どもたちが成長し、学習し、遊び、そして発達できる期間を明確にすることが不可欠であるという社会全体の共通認識を強化するものである。

前進と課題

条約が採択されてから現在まで、子どもの生存および発達の面で、そして子どもたちを保護するための広範かつ統合された努力の面で著しい前進が見られ、子どもたち自身が、自らの発達および保護に参加できるよう能力育成することの大切さが認識されるようになった。子どもの生存および発達における最も目覚ましい成果のひとつは、5歳未満児の年間死亡数が1990年の1,250万人から2008年には900万人未満にまで減少していることである。

子どもの死亡数の減少は、疾病の予防および抑制、食料・栄養の安定的確保の推進、ならびに保健システムのあらゆるレベルでの総合的な統合サービスの提供に向けた、中央政府、非政府組織（NGO）、および国際的な保健コミュニティの膨大な努力によってもたらされている。特に、ワクチンで予防できる主要な疾病に対する予防接種は、世界全地域の何百万人という子どもたちの命を救う支援となっている。

生存や発達に関するその他の子どもの権利も、順調な前進を見せている。5歳未満の低体重児の割合は、1990年以降すべての地域で低下している。子どもの疾病に対する最も効果的な予防策である、生後6カ月未満の乳児に対する完全母乳育児の割合は、1990年代序盤以降ひとつの地域を除くすべての地域で上昇している。1990年から2006年までの間に、推定で16億人が改善された水源を利用できるようになった。HIV/エイズと闘うための取り組みも強化されており、HIVウイルスの母子感染を防ぐために、HIV陽性の妊婦に対してHIV感染検査と抗レトロウイルス薬による治療をし、また、新生児および乳児をHIV感染から守るために、同様の検査と治療を行っている。教育の推進も活発化してきており、現在では初等教育就学年齢に相当する子どもたちの推定84%が学校に通い、初等教育就学面でのジェンダー格差が縮小され、またほとんどの開発途上国において、初等教育の修了率が高くなっている。

「子どもの権利条約」により、子どもの保護を全体論的な概念として総合的に考える道が開かれ、子どもたちは、さまざまなタイプの暴力、搾取、虐待、差別、および放置から守られる権利が認められるようになった。過去20年にわたって児童保護の問題に対するアドボカシーが著しく高まっており、武力紛争下の子どもたちや子どもに対する暴力といった重要な問題については、国連特別代表が任命されている。

データが出揃わないため、子どもの保護に違反する行為を完全に把握することはできないが、複数指標クラスター調査（MICS）や人口保健調査（DHS）といった世界規模の世帯調査により、1990年代半ばから、出生登録、児童婚、児童労働、また近年では家庭内暴力や子どものしつけに対する姿勢なども含めた、いくつかの重要な問題に関するデータが定期的に提供されている。条約のいくつかの条項で明言されている子どもの参加は、この20年の間に着実に幅広く受け入れられ、適用されるようになってきている。ひとつの重要な出来事は、2002年の国連子ども特別総会であった。そこでは、世界150カ国以上から集まった400人を超える子どもたちが、国連最高位の意思決定機関に参加した。世界各地の大小の大都市圏で導入されている数々の「子どもに優しい都市（まち）」プログラ

ムから、とりわけブラジル、スペイン、および英国の都市で採用されている子ども参加型予算に至るまで、全国および地方レベルのイニシアティブは、意思決定フォーラムへの子どもの参加の利点を強調している。

こうした前進はあるものの、全世界の子どもたちに対して条約の約束を実現するには、なすべきことが山積している。課題はさまざまで、かつ膨大にある。推定 10 億人の子どもたちが、今なお何らかの形の物質的欠乏を抱えて生活している。とりわけアフリカおよびアジアでは、何百万人という子どもたちが、質の高い保健ケア・サービス、微量栄養素の補給、教育、改善された水源や衛生施設（トイレ）、および適切な住まいを利用することができないでいる。

平均で毎日 2 万 4,000 人以上の 5 歳未満児が、一般的に予防できる原因で死亡している。毎年 5 億～15 億人の子どもたちが、暴力に苦しんでいると推定される。5～14 歳の約 1 億 5,000 万人の子どもたちが児童労働に従事しており、1 億 4,000 万人を上回る 5 歳未満児が年齢相応の体重に達しておらず、また初等教育就学年齢にある子どもたち約 1 億人が就学していない。子どもの参加はまだ初期段階にあり、先進工業国と開発途上国のいずれにおいてもまだ幅広く採用されるに至っていない。

すべての国々において、子どもの権利の実現における格差が次第に明らかになってきている。一部の子どもたちは、ほかの子どもたちと比べて必須サービスや保護を受ける機会を逸する危険性が高いというエビデンス（証拠）が示されており、周縁化されたコミュニティや遠隔地のコミュニティ、また貧困化したコミュニティの子どもたち、障害を持つ子どもたちや少数民族・先住民族の子どもたち、あるいは母親の教育水準が低い家庭で生活している子どもたちに、とりわけそうした傾向が強く見られる。教育においては、世界的にいまだ女子のほうが男子よりも初等教育や中等教育を受けないケースが多い。女子はまた、18 歳未満で結婚させられたり、肉体的や性的な暴力を受けたりする危険性も依然として高い。ただし、男子もこうした保護面の脅威の影響を受けている。

アフリカおよびアジアは、生存、発達、および保護に関する子どもの権利に関して、世界的には一番大きな課題を負っており、サハラ以南のアフリカと南アジアが、ほとんどの指標に関してほかの地域を大きく下回っている。そうした地域における基礎保健ケア、教育、および保護の面での前進は、子どもの権利の推進にとって、また国際的に合意された子どもを対象とする開発目標の達成に向けて極めて重要となる。

リスクと機会

「子どもの権利条約」は、不安定な時代に 20 周年を迎える。2009 年は、過去 80 年間で最悪の世界的金融危機に見舞われている。その結果として生じた世界的な景気低迷と、食料価格の歴史的な高騰とが相まって、貧困と栄養不足の増大に対する懸念が生じている。

また、気候変動や人口の移動も、子どもの権利の面での最近の前進を脅かしている。子どもたちは生理学的に成熟していないためにその影響を受けやすく、また、小さな子どもたちの主要な死因（栄

養不良や生物が媒介する疾患など）の多くが気候条件に敏感なため、影響を特に受けやすい。子どもの人口が急増している世界の後発開発途上国では、環境変化の矢面に立つ可能性が高いことを示唆するエビデンス（証拠）が多く出ている。国内紛争と気候変動との相関関係の深まりは、子どもの権利にとって特に懸念される部分である。経済的資源、食料および飲料水の供給の面で需要が高まるにつれ、所得の均衡や必須サービスへのアクセスを悪化させる可能性がある。

現在の経済危機およびそのほかの外的課題が子どもの権利にもたらすリスクは、過小評価してはならない。こうした衝撃の影響は数世代にわたって末永く続き、今後数十年間にわたる子どもの権利の前進に向けた努力を阻害する危険がある。その一方で、そうした危機は変革の機会にもなりうることを歴史が示している。政府およびそのほかのステークホルダーたちは、「子どもの権利条約」の理念および条項に対するコミットメントを再確認し、子どもたちの権利に関する前進に向けて一致協力する機会としてこうした課題を利用することができるのである。

行動計画

こうした不明瞭な時代の中で、物事を動かすのに旧来の方法はもはや適さないことが次第に明らかになってきている。世界は、自らを再構築し直し、物理的および経済的領域だけでなく、最も脆弱な市民をも保護し育てる、またとない機会を得ている。優先事項を考え直すにあたっては、「子どもの権利条約」を中心に置き、以下に挙げる 4 つの重要な行動を起こさなければならない。

子どもたちの最善の利益をガバナンスの主要な試金石にする

ガバナンスのあらゆる側面が、子どもの権利に影響を及ぼしうる。決定事項が課税や貿易、外交、あるいは債務のいずれに関係するものであろうと、「子どもに何の影響ももたらさない」政策、法律、予算、プログラム、あるいは計画などというものはない。したがって締約国にとっての最初の課題は、さまざまな立法活動や行政活動が子どもたちに及ぼす影響を評価することである。そして第 2 の課題は、予算、政策、およびプログラムのあらゆる側面に、条約の原則が確実に反映されるようにすることである。

国家レベルでは、とりわけ予算およびプログラムにおいては、生存、発達、保護、および参加に対する子どもたちの権利を実現するために不可欠なサービスを優先させるべきである。こうした取り組みでは、官民両部門の資源を利用し、調整すると同時に、国やコミュニティ内における子どもの権利をモニタリング（監視）するようにする。開発協力では、支援国および被支援国とも、それらの支援が子どもたちにどのように役立つかを考慮しなければならない。地区やコミュニティ・レベルでは、開発イニシアティブが包括的かつ参加型になるよう地方政府が配慮し、法律、慣習、政策、およびプログラムに女性と子どもの意見が反映されるようにしなければならない。

さらなる課題は、子どもの権利を支持するような法律を強化し、施行することである。これには、政府内に、子どもの権利の促進と部門を越えた活動の調整に全面的な責任を負う、恒久的な構造を確立することが必要となる場合がある。また、子どもオンブズマンなどの独立した人権監視官の採用推

進などでも、国やコミュニティ内における子どもの権利の監視を強化することができる。データ、調査、および評価によって得られたエビデンス（証拠）に基づく子どもたちの現状に対する理解の拡大も、条約が効果的に履行されているかどうかを評価するために不可欠である。

子どもたちの権利を実現する能力を育成する

条約の約束を実現するためには、すべての人々および機関による貢献が必要となる。それらのすべてに、子どもの権利に対する理解、対応、および促進を行う能力の育成が必要となる。行政のあらゆるレベルにおいて、こうした能力の強化に向けた協調的努力が促進されなければならない。往々にしてそうした能力が最も欠如している地方レベルにおいては、それが極めて重要となる。とりわけ教育、保健、安全、緊急サービス、および都市計画といった多様な分野における専門家は、子どもの権利の問題について研修を受け、そうした権利に従って行動する責任を自覚すべきである。

家族が子どもの権利を実現するために必要な支援と保護を子どもたちに提供するには、サポートが必要である。これには多くの場合、質の高い必須サービスへのアクセスと、保健ケアと衛生のより良い慣習に関する知識へのアクセスが必要であり、自分たちの生活に影響を及ぼす意思決定に参加できるようにしなければならない。

子どもたちは権利を持つ者として、自身の権利を知って理解し、それを主張できなければならない。子どもたちは学校で条約について教わり、自らの擁護者となれるようにしなければならない。条約のもとで、子どもたちはほかの子どもたちに対する責任も負っている。自らの権利を学ぶことによって、子どもたちはほかの子どもたちの権利を認識し、尊重ようになる。

子どもたちの権利を尊重する社会的および文化的価値観をサポートする

条約に明記されている子どもたちのケア、発達、および保護に対する価値観および基準は、必ずしも長年かけて築き上げられた伝統に支えられたものではない。児童婚、女性性器切除/カッティング、差別といった社会的・文化的慣習のすべてが、現在では子どもの権利を阻害する一因となっている。ジェンダー、民族性、障害、その他の差別的な要因で子どもたちの権利を認めないのは、受け入れられないことである。

子どもたちを守る環境を確立するには、害を与える伝統的な慣習を含め、子どもの権利の脅威となる、あらゆる事柄に対処しなければならない。子どもの保護問題に関するオープンな議論を促進し、より適切なデータ収集、分析、および利用を通じた監視・監督の改善、ならびに子どもの権利の理解および実現に関する家庭やコミュニティの能力育成が、子どもや女性に対するあらゆる形態の暴力、搾取、および虐待をなくすために極めて重要なステップなのである。

すべての子どもたちのために、条約の約束の実現に向けて一致協力して取り組む

条約が規定する原則と権利を採り入れ、これを履行するには、幅広いパートナーシップが不可欠である。近年、保健、教育、保護、および参加における協働が著しく拡大してきており、それにより子

子どもの権利の実現と国際的に合意された開発目標に向けたより迅速な前進が可能となっている。しかしまだ、国内外のステークホルダー（関係者）、コミュニティ、地方政府、および個々の市民の間での、より広範かつ強力な協働努力が必要とされる。子どもの権利の普遍的、包括的な法律制定が直面しているさまざまな課題に対処するために、政府はドナー、非政府組織（NGO）、宗教指導者、教師、保健サービス提供者、ソーシャルワーカー、および国会議員と協力しなければならない。

前途

行動計画を実行するための下地は、すでにほとんど整備されている。「子どもの権利条約」とその選択議定書の履行の監視を委任されている子どもの権利委員会は、引き続きその報告プロセス、総括所見・勧告、および議論の場を通じて、締約国に子どもの権利の履行について適切な指導を施していく。政府は次第にこれらの勧告を受け入れるようになってきており、それによって子どもの権利に関して着実な成果と前進が見られる。

母親、新生児、および子どもに対する継続的な保健ケア、子どもに優しい教育、保護的な環境整備パラダイムといったシステム・ワイドなアプローチは、子どもの健康、教育、および保護のそれぞれの面で欠如するサービスに対処するための、包括的な枠組みを提供している。また、人権を中心としたアプローチは、格差問題に取り組むための確固たる枠組みを提供し、行動が確実に人権尊重の原則に則って行われることを保障している。現在の人道支援活動は「子どもひとりの全体的なニーズ」を考慮に入れており、従来から重点的に行われてきた子どもの物理的なニーズを充足するための必須物資やサービスの提供とともに、教育と保護を優先している。開発途上諸国における情報や通信へのアクセスの急速な発展により、遠隔地のコミュニティや社会から取り残されたコミュニティに、極めて重要な知識を届ける可能性がもたらされつつある。

残された課題は、過去 20 年間ににおける前進を統合し、リスクを軽減して、社会的、経済的、技術的な進歩によってもたらされた機会をつかみとることである。

「子どもの権利条約」は、長年かけて闘いとった勝利である。これは、子どもたちの権利が実現され、その結果として、人々の健全な生活のあらゆる側面が計り知れないほど向上する世界の実現に向けて、どのように進めばいいかを示してくれるものである。21 世紀の最初の 10 年が終わりに近づいている今、我々は条約の原則および条項を実行に移す機会をとらえなければならない。今後の 20 年に向けた大きな課題となるのは、政府の説明責任を社会および個人の責任と結びつけることである。条約のビジョンがすべての子どもたちにとって現実となるには、それが世界のすべての人々にとっての指針とならなければならない。

生存・発達の権利に関する前進

子どもの生存

世界全体の 5 歳未満児の年間死亡数は、1990 年の 1,250 万人から 2008 年には 900 万人未満まで減少している。

完全母乳育児

生後 6 カ月未満の乳児に対する完全母乳育児は、ひとつの開発途上地域を除いて、世界全体で増加している。

微量栄養素の補給

2 回のビタミン A 補給により、開発途上地域の子どもたちを微量栄養素の欠乏から完全に保護する方法は、1999 年以来、16%から 62%にまで上昇している。

定期予防接種

DPT3（3 種混合）ワクチンを 3 回にわたって接種する定期予防接種率は、1990 年の 75%から 2007 年には 81%にまで上昇している。

ワクチン

ワクチンによって何百万人もの命が救われており、世界全体のはしかによる死亡数は 2000 年以来 74%減少している。

マラリア予防

2000 年以降、殺虫剤処理を施した蚊帳で眠る 5 歳未満児の数は、サハラ以南のアフリカで急増している。

HIV 感染率

傾向をとらえるのに十分なデータがある 17 カ国中 14 カ国では、2000 年以降、出産前検診に通う 15 ～24 歳の女性の間で HIV 感染者が減少している。

HIV 治療

15 歳未満の子どもに対する HIV 治療が著しく増加しており、特にサハラ以南のアフリカにおいてその傾向が最も顕著に見られる。

飲料水の改善

1990 年から 2006 年までの間に、16 億人以上の人々が改善された飲料水源を利用できるようになっている。

初等教育への就学

学校に通っていない子どもの数は、2002 年の 1 億 1,500 万人から 2007 年には 1 億 100 万人にまで減少した。

初等教育の修了

世界的な調査データによると、開発途上国の子どもたちが初等教育を修了する割合は、2000～2007 年の間で 90%以上であった。

初等教育におけるジェンダーの平等

格差は改善されつつあり、ほとんどの開発途上地域ではジェンダー平等指標（GPI）が 96%以上となっている。

生存および発達に関する課題

25 億

25 億人が、いまだ改善された衛生施設（トイレ）を利用することができない。

10 億

10 億人の子どもたちが、生存および発達に不可欠なサービスをひとつ以上受けられていない。

1 億 4,800 万

開発途上地域では、1 億 4,800 万人の 5 歳未満児が低体重である。

1 億 100 万

1 億 100 万人の子どもたちが小学校に通っておらず、そうした子どもは男子よりも女子の方が多い。

3,700 万

3,700 万人の乳幼児が、ヨード欠乏症を防ぐためのヨード添加塩を摂取していない。

2,200 万

2,200 万人の乳幼児が、疾病を防ぐための定期予防接種を受けていない。

1,900 万

開発途上諸国では、1,900 万人の乳幼児が低体重で生まれている。

880 万

世界全体で毎年 880 万人の子どもたちが、5 歳の誕生日を迎えることなく命を失っている（2008 年）。

400 万

世界全体で 400 万人の子どもたちが、生後 1 カ月以内に死亡している。

400 万

毎年 400 万人の 5 歳未満児が、下痢、マラリア、または肺炎のいずれかの原因で死亡している。

200 万

世界全体で、HIV と共に生きる 15 歳未満の子どもたちは、200 万人いる。

50 万人以上

毎年 50 万人以上の女性が、妊娠や出産に関係する原因で死亡している。

格差に関する課題

子どもの死亡率

評価をするのに十分なデータがある 90 カ国のうち過半数以上で、貧困層における子どもの死亡率は富裕層より少なくとも 1.9 倍高い。

低体重率

開発途上国で、低体重を患う 5 歳未満児の割合は、貧困層の方が富裕層よりも 2 倍以上高い。

水道からの飲料水

水道からの飲料水を利用できる家庭は、都市部の方が農村部よりも 2 倍以上多い。

改善された衛生施設（トイレ）

開発途上国では、改善された衛生施設（トイレ）を利用できる人は、都市部の方が農村部よりも 2 倍近く多い。

HIV 感染率

東部・南部アフリカでは、若い女性の HIV 感染率は若い男性の 3 倍である。

HIV に関する包括的知識

南アジアでは、HIV に関する包括的知識を持っている若者は、男性の方が女性よりも 2 倍多い。

若者の識字率

後発開発途上国では、若者の識字率は男性の方が女性よりも 1.2 倍高い。

中等教育の純出席率

ラテンアメリカとカリブ海諸国における中等教育の純出席率は、男子の方が女子よりも 6 ポイント低い。

児童婚

開発途上諸国の農村部に住んでいる若い女性の児童婚は、都市部の女性よりも 2 倍多い。

出生登録

子どもが出生登録される割合は、都市部のほうが農村部よりもほぼ 2 倍高い。

専門技能者が付き添う出産の比率

出産の際に、専門技能者が付き添う比率は、開発途上国の所得分布五分位のうち最上位層に属する女性の方が、途上国で最下位層に属する女性よりも 2 倍高い。

女性が生涯に妊娠・出産で死亡するリスク

女性が、生涯に妊娠・出産で死亡するリスクは、後発開発途上国に住んでいる女性の方が、先進工業国に住んでいる女性よりも 300 倍高い。

保護に関する課題

5 億～15 億

5 億～15 億人の子どもたちが暴力の影響を受けている。

1 億 5,000 万

5～14 歳の子どもたち 1 億 5,000 万人が児童労働に従事している。

1 億 4,500 万

1 億 4,500 万人の子どもたちが、何らかの原因で親の片方または両方をなくしている。

7,000 万

29 カ国の 7,000 万人の女性と女子が、女性性器切除/カッティングを経験している。

6,400 万以上

開発途上諸国の 20～24 歳の女性の 6,400 万人以上から、18 歳未満で結婚したとの報告があった。

5,100 万

5,100 万人の子どもたちが、出生時の登録がされていない。

1,800 万

1,800 万人の子どもたちが、故郷の家を追われ、避難生活の影響を受けている。

1,500 万

1,500 万人の子どもたちが、エイズが原因で親の片方または両方をなくしている。

1,400 万

1,400 万人の若い女性が、15 歳から 19 歳までの間に出産している。

120 万

毎年 120 万人の子どもたちが、人身売買にあっている（2000 年）。

100 万以上

100 万人以上の子どもたちが、司法手続を通じてこう留されている。

子どもの権利条約：非公式な要約

以下は、「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」の非公式な要約である。条約の全文および選択議定書については、ユニセフ『世界子供白書 特別版：子どもの権利条約採択 20 周年記念』〔詳細オリジナル版〕、『A World Fit for Children（子どもにふさわしい世界）』〔英語版のみ〕、およびユニセフ本部のサイト www.unicef.org/crc に掲載されている〔英語のみ〕。

※（財）日本ユニセフ協会のサイトでも「子どもの権利条約」全文および選択議定書の日本語訳を紹介しています：http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html

前文

「子どもの権利条約」の前文は、国連の基本原則や関連する人権条約・宣言の具体的な条項を想起させる。前文では、子どもたちは非常に弱い存在であるため、特別なケアと保護を必要とすることを再確認するとともに、家族による第一義的なケアと保護の責任に特別な重きを置いている。また、子どもは出生の前後において法的保護を含むさまざまな保護が必要であること、子どもが所属するコミュニティの文化的価値観を尊重することの重要性、子どもの権利を保障するために国際協力が不可欠であることを明言している。

第 1 条

子どもの定義 子どもとは 18 歳未満のすべての者をいう。ただし、そのものに適用される法律より早く成年に達したものを除く。

第 2 条

差別の禁止 この条約に定める権利はすべての子どもに例外なく適用される。締約国は、あらゆる形態の差別から子どもたちを保護し、子どもの権利の実現のために適切な措置を取る責任がある。

第 3 条

子どもに最善の利益を 子どもに関するすべての措置を取るに当たっては、その最善の利益を十分考慮に入れることが必要である。子どもの親あるいは子どもについて法的に責任を有する者が十分なケアを提供できない場合は、締結国がそれを保障する。

第 4 条

権利の実現 締約国はこの条約に謳われている権利の実現のため、できる限りのことをしなければならない。

第 5 条

親の指導と子どもの発達しつつある能力 締約国は、親や保護者が子どもの発達しつつある能力に適合する指導を子どもに与える権利と責任を尊重しなければならない。

第6条

生命、生存と発達 すべての子どもは生命に対する固有の権利を持っている。締約国は、子どもの生存および発達を確保する義務がある。

第7条

氏名と国籍 子どもは出生の時から氏名を有する権利を持っている。また、国籍を取得する権利を持ち、できる限り親を知り、親によって養育される権利を持つ。

第8条

身元の保持 締約国は、子どもの身元関係事項を保護し、それが奪われた場合はできる限り回復させる義務がある。これには氏名、国籍、家族関係が含まれる。

第9条

親との分離 子どもは、その最善の利益と相いれないと見なされる場合を除き、親の元で生活する権利を持つ。また、親の一方あるいは両方から分離された場合には、接触を維持する権利がある。

第10条

家族の再統合 子どもとその親は、家族を再統合したり、保持するために、いずれの国からも出国し、かつ自国に入国する権利がある。

第11条

不法な移送と帰還できなくなること 締約国は、親あるいは第三者によって子どもが不法に国外へ移送されたり、国外に留めおかれたりすることを防止し、そうした事態を除去するための措置を取る義務がある、

第12条

子どもの意見の尊重 子どもは、自分の意見を自由に表現し、子どもに影響する事柄や手続きに関することについて意見を持つ権利がある。

第13条

表現の自由 子どもは、自分の考えを表現し、国境と関わりなく、情報を取得し、発送や情報を知らせる権利がある。

第14条

思想・良心・宗教の自由 締約国は、親と法定保護者の適切な指導を受けて、子どもの思想・良心・宗教の自由を尊重しなければならない。

第15条

結社・集会の自由 子どもは、ほかの人々と会ったり、集まりに参加したり、集まりを作る権利がある。

第 16 条

プライバシーの保護 子どもは、私生活、家族、住居および通信について干渉されることから保護され、かつ中傷・名誉毀損から保護される権利がある。

第 17 条

適切な情報の入手 締約国は、子どもが多様な情報源からの情報や資料を利用できることを確保しなければならない。また、マスメディアが子どもに社会的にも文化的にも有益な情報を普及させるよう奨励し、有害な資料から子どもを守るための措置を取らなければならない。

第 18 条

親の責任 親は子どもを養育する共同の第一義的な責任があり、これについて締約国が親を支援するものとする。締約国は親が子どもを養育するための支援を提供しなければならない。

第 19 条

虐待・放任からの保護 締約国は、親やその他の保護者からのあらゆる形態の虐待から子どもを守り、虐待の防止および不当な取り扱いを受けている子どもの処置のための適切な社会的計画を作成するものとする。

第 20 条

家族を失った子どもの保護 締約国は、家庭環境を奪われた子どものための特別な保護を提供する義務があり、また、適切な里親委託や必要な場合には監護のための適切な施設への収容ができるように確保する義務がある。このような義務を果たすための努力は、子どもの文化的背景を配慮して行わなければならない。

第 21 条

養子縁組 養子縁組の制度を認め又は許容している締約国は、子どもの最善の利益が配慮された場合にのみ、また、権限のある当局による承認と子どもに対する保障がある場合にのみ養子縁組を行うものとする。

第 22 条

難民の子どもたち 難民の子どもあるいは難民の地位を求めている子どもに対しては、特別な保護が提供されなければならない。このような保護と支援を提供する関係当局と協力することは、締約国の義務である。

第 23 条

障害のある子ども 障害のある子どもは、尊厳を持って十分かつ相応な生活を送り、自立と社会への参加が最大限可能になるように、特別なケア、教育、訓練を受ける権利がある。

第24条

健康・保健サービス 子どもは、到達可能な最高水準の健康と医療ケアを享受する権利がある。締約国は、乳幼児および子どもの死亡率の低減と、基本保健ケアと予防保健ケアおよび公衆衛生教育の提供に特に重きを置くものとする。締約国はまた、これに関して国際協力を奨励し、効果的な保健サービスを受ける機会を奪われる子どもがいないように努めなければならない。

第25条

収容に関する定期的な審査 ケア、保護あるいは養護を目的として締約国によって施設に収容されている子どもは、その収容に関する定期的な審査が行われる。

第26条

社会保障 子どもは、社会保険を含む社会保障から給付を受ける権利がある。

第27条

生活水準 すべての子どもは、身体的、知的、精神的、道徳的および社会的な発達のための十分な生活水準についての権利がある。親は子どもが適切な生活水準を確保するための第一義的な責任を有する。この責任が満たされることを確保するのが締約国の義務であり、それには親や子どもに対する物資援助も含まれる。

第28条

教育 子どもは教育を受ける権利がある。締約国は、無料の義務教育としての初等教育を確保し、種々の形態の中等教育を奨励し、すべての子どもがこれらの中等教育が利用可能であり、能力に応じて高等教育を利用する機会が与えられるものとし、学校の規律が子どもの権利および尊厳に適合する方法で運用されることを確保するための措置を取る。また、締約国は、教育の権利を履行するために国際協力を促進する。

第29条

教育の目的 教育の目的は、子どもの人格、才能ならびに精神的および身体的な能力を最大限まで発達させることにある。教育は、自由な社会における責任ある生活のために子どもに準備させること、そして、子どもの親、子ども自身の文化的同一性、言語と価値観、自分と異なる文化的背景や価値観に対する尊重を育成するものとする。

第30条

少数民族・先住民の子どもたち 少数民族や先住民の子どもたちは、自己の文化を享有し、自己の宗教や言語を使用する権利を持っている。

第31条

休息、遊び、文化活動 子どもは、休息し、遊び、文化的かつ芸術的活動に参加する権利がある。

第 32 条

児童労働 子どもは、その健康、教育、発達に有害となる仕事への従事から保護される権利を持っている。締約国は、雇用が認められるための最低年齢および労働条件についての規則を定めるものとする。

第 33 条

薬物乱用 子どもは、麻薬および向精神薬の使用、生産、取引への関与から保護される権利がある。

第 34 条

性的搾取 締約国は、買春や子どもポルノへの関与を含むあらゆる形態の性的搾取・虐待から子どもを保護しなければならない。

第 35 条

人身売買・誘拐 締約国は、子どもの売買・誘拐を防止するためのあらゆる措置を取る義務がある。

第 36 条

その他の形態の搾取 子どもは、その福祉を害する、第 32～35 条に含まれていないその他のあらゆる形態の搾取から保護される権利がある。

第 37 条

拷問と自由の剥奪 いかなる子どもも、拷問、残虐な扱い、刑罰、不法逮捕、自由の剥奪を受けない。18 歳未満の者が行った犯罪については、死刑や、釈放の可能性がない終身刑を科すことを禁ずる。自由を奪われたすべての子どもは、成人と分離されないことがその最善の利益であると認められない限り、成人とは分離されるものとする。こう留された子どもは、家族と接触する権利とともに、法的その他の支援を受ける権利がある。

第 38 条

武力紛争 締約国は、15 歳未満の子どもが敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置を取り、15 歳未満の子どもを軍隊に採用することを差し控える。また、締約国は国際人道法に従い、武力紛争の影響を受ける子どもの保護および養護を確保するための措置を取る。

第 39 条

リハビリテーション・ケア 締約国は、武力紛争、拷問、虐待や搾取の被害者となった子どもが回復および社会復帰するための適切な措置を受けることを確保する義務がある。

第 40 条

少年司法の運用 法を犯したと申し立てられ、訴追され、または認定された子どもは、尊厳および価値が促進され、年齢を考慮し、その擁護を目的とした方法によって取り扱われる権利がある。司法手続きや施設への収容は可能な限り避けるものとする。

第 4 1 条

より高度な規定の尊重 子どもの権利の国内および国際的な関連法に含まれる規定が、「子どもの権利条約」の規定よりも高度な場合は、常により高度な規定を適用するものとする。

第 4 2 ～ 5 4 条

条約の履行と効力の発生について 第 42～54 条では特に以下のようなことが謳われている：

- 「子どもの権利条約」は、20 カ国による批准あるいは加入の 30 日後に効力を発生する。
- 締約国は、この条約に謳われている権利について、おとなにも子どもにも広く知らせる義務がある。
- 締約国は、「子どもの権利条約」を批准した 2 年後、およびそれ以降は 5 年ごとに報告書を提出することが求められ、児童の権利に関する委員会によって検討される。
- 締約国は、この条約を実現するために取られた措置や条約の履行についてもたらされた前進について、委員会に上述の報告書を提出する義務がある。
- 締約国は上記報告書を自国において広く知らせる義務がある。
- 「子どもの権利条約」が対象とする分野における国際協力を実現するため、ユニセフやその他の国連の専門機関——国際労働機関（ILO）、世界保健機関（WHO）、ユネスコ（UNESCO）など——が、国連の諮問資格を持つ NGO のような関係団体とともに、委員会の会合に参加し、活動範囲の分野に関する専門的な助言を提供することを勧告する。また、委員会は、技術的な助言や援助に関する締約国の要請を、それらの機関に照会する。

本条約に明記された子どもの権利は、『児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書』、『武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書』によって、さらに強化された。

子どもの権利に関する国際基準の発展

1924 年： 国際連盟が、「児童の権利に関する宣言（ジュネーブ宣言）」を採択する。この宣言により、身体的・道徳的・精神的発達のための手段、病気・障害者・孤児になったときの特別なケア、危機に際して最優先で支援を受ける権利、経済的搾取からの解放、および社会的責任感を身に付けるための教育に対する、子どもたちの権利が確立される。

1948 年： 国連総会において、「世界人権宣言」が採択される。その第 25 条に、子どもの時代は「特別の保護及び援助を受ける権利を有する」と明記されている。

1959 年： 国連総会において、「児童の権利に関する宣言」が採択される。それにより、差別からの解放などの権利と、名前と国籍を持つ権利が認められる。またそこには、教育、保健ケア、及び特別な保護に対する子どもたちの権利についても具体的に記載されている。

1966 年： 「市民的及び政治的権利に関する国際規約」と、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」が採択される。規約では、子どもたちの搾取からの保護と、教育を受ける権利の促進が提唱されている。

1973 年： 国際労働機関(ILO)が、「就業が認められるための最低年齢に関する条約（第 138 号）」を採択する。それにより、個人の健康、安全、または素行を害する恐れのある労働への最低就労年齢が 18 歳に設定される。

1979 年： 国連総会において、「女性差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）」が採択される。それにより、女性だけでなくすべての女子の人権が保護されることになる。また同総会において、1979 年を国際児童年とする旨が決定され、法的拘束力のある子どもの権利条約を起草するための作業部会が立ち上げられる。

1989 年： 国連総会において、「子どもの権利条約」が満場一致で採択され、翌年に条約が発効する。

1990 年： 1990 年世界子どもサミットにおいて、「子どもの生存、保護および発達に関する世界宣言」が採択され、それとともに 1990 年代におけるその実行に向けた行動計画が立てられる。

1999 年： 国際労働機関が、「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（第 182 号）」を採択する。

2000 年： 国連総会において、子どもの権利条約に対する 2 つの選択議定書が採択される。ひとつは「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」で、もう一方は「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」である。

2002 年： 国連総会において、子ども特別総会が開かれる。これは、子どもの問題について具体的に話し合うための初めての会合となる。数百人の子どもたちが公式代表団のメンバーとして参加し、世界の指導者たちが、子どもの権利に関する協定である「子どもにふさわしい世界」の実現に向けた意思を表明する。

2007 年： 「子どもに関する宣言」が 140 カ国以上の政府によって採択されて、国連子ども特別総会の 5 年間にわたるフォローアップ活動が終了する。宣言では、達成された前進と残された課題が確認されるとともに、「子どもたちにふさわしい世界」協定、および子どもの権利条約とその選択議定書に対するコミットメントが改めて明言されている。

2009 年 11 月 20 日、グローバル・コミュニティは国連総会による「子どもの権利条約」の採択 20 周年を祝う。「子どもの権利条約」は、18 歳未満のすべての子どもたちのケア、処遇、および保護に関する国際基準を定める唯一の条約である。この 20 周年を記念して、条約の進展、子どもの権利に関して達成された前進、残された課題、そしてすべての子どもたちに対して条約の約束を実現するために取るべき行動を検証するため、ユニセフ（国連児童基金）は『世界子供白書』の特別版を発行する。